

Q & A

令和7年11月28日改訂

【申請手続き等】

Q1 数年前に助成金を受け取ったことがある団体です。

今回、「新規」として申請書を提出する予定ですが、以前に助成を受けていた事業内容と類似しています。その場合、「継続」として取り扱われることはありますか？

A1 新たに取り組む事業等（1年目）として申請された場合でも、以前に助成をした事業と目的や対象者、実施内容等が類似する場合は、助成対象外あるいは継続事業（2年目以降～）として取り扱います。

Q2 新たに事業を複数行うことになりました。複数申請しても大丈夫ですか？

また、上期、下期ともに申請書を提出することは可能ですか？

A2 1団体につき1年度内に1事業のみの申請となります。（上期、または、下期で1事業の申請）

上期に申請した場合には、下期に申請することはできません。

Q3 他の団体から助成を受けている場合（予定を含む）でも、申請は可能ですか？

A3 1 県から助成を受けている事業は申請できません。

2 上記1以外の団体から助成を受ける場合でも、本助成金と併用できます。ただし、団体等によっては制度として併用を禁じている場合がありますので、ご確認のうえ申請してください。

Q4 団体を設立してから1年経っていませんが、申請は可能ですか？

A4 申請できません。

県内に活動拠点を有し、県内で1年以上活動している団体が助成対象となります。

※ 令和8年度上期の場合、令和6年3月31日以前に設立し、現に県内を拠点として活動を行っている団体が対象となります。

Q5 団体に所属する青少年メンバーのみを対象とした事業を行いたいのですが、申請は可能ですか？

A5 メンバーシップは対象外となります。

ただし、団体に所属していない青少年にも募集を掛けて、実施する場合は対象となります。その場合、参加者募集方法など、具体的に申請書に記載してください。

Q6 舞台鑑賞や音楽鑑賞などの「鑑賞」を目的とする事業に関する申請は可能ですか？

A6 私共の助成金は、芸術や音楽などの「鑑賞」を目的とする事業への助成は対象外となります。ただし、青少年が芸術や音楽活動などに参加するなどの、体験活動となっている場合は、助成の対象となります。具体的に「青少年たちがどのような形で事業に関わるのか」などを申請書に記載してください。

【助成対象経費】

Q7 スタッフに謝金を出そうと思うのですが、助成対象ですか？

A7 申請する団体のスタッフの謝金は対象外経費となります。

Q8 団体が参加者人数分の切符を窓口で一括購入し、公共交通事業者から団体宛に領収書を発行いただける場合、助成対象になりますか？

A8 参加者の方々が1つの場所（例：駅やバスターミナル等）に集合し、公共交通機関を利用して、目的地に行く際、団体一括で目的地までの切符を購入する場合のみ、「旅費」として取り扱うことが可能です。

ただし、原則としては、参加者負担であると考えています。

なお、自宅から集合場所、また、自宅から活動場所までの交通費については、対象外となります。

Q9 自家用車使用で高速道路を利用する際、ETC利用を予定しています。可能でしょうか？

A9 ETCを利用いただくことは可能です。

ただし、利用実績を確認するために以下のいずれかの書類を必ず添付してください。

【必要書類（1種類で可）】

利用証明書（ホームページ等から入手可）、カード会社の請求明細書等
内訳のわかるもの。

また、ETCの使用が助成対象期間中（上期：令和8年9月30日まで 下期：令和9年3月31日まで）であっても、口座からの引き落としが助成対象外（上期：令和8年10月1日以降 下期：令和9年4月1日以降）であれば、助成対象外となります。

Q10 自家用車使用時に、有料駐車場を利用する場合は、助成対象になりますか？

A10 「旅費」として、助成対象です。

報告書を提出いただく際に領収書が必要となりますので、必ず利用される駐車場で、領収書をもらってください。

Q11 キャンプ等を行った際のスタッフ分の参加費や参加に掛かる費用を助成していただくことは可能ですか？

A11 スタッフ分の費用（交通費は除く）は助成対象外です。
この場合、自己資金で賄うようにしてください。

Q12 インターネット通販（EC サイト）を通じ物品を購入する予定です。団体名ではなく、個人名での購入でも可能でしょうか？

A12 申請時に記載される、代表者名、または、担当者名での購入であれば、可能です。

**Q13 物品を購入する際に、クレジットカードを利用して支払いを行いました。
どのような取扱いになりますか？**

A13 クレジットカード等による支払いについては、助成対象期間中に口座からの引き落としが確認できる場合に限り助成対象となります。

報告書を提出する際、支払明細及び通帳のコピーを添付していただく必要があります。

また、購入品の引き取りが助成対象期間中（上期：令和8年9月30日まで 下期：令和9年3月31日まで）であっても、口座からの引き落としが助成対象期間外（上期：令和8年10月1日以降 下期：令和9年4月1日以降）であれば、助成対象外経費となります。

Q14 事業を行うにあたり、子供達が使用する物品を複数個購入する予定です。助成対象となりますか？

A14 申請事業に直接使用する物品（例：工作材料等）で、事業終了後、団体で他の活用に流用しないものであれば、物品の種類問わず購入可能です。

Q15 物品を購入した際は、領収書と明細書の両方とも必要ですか？

A15 必ず領収書の添付をお願いしております。ただし、領収書が金額や「〇〇代」などの記載のみで、明細（品目、数量、価格など）がわからない場合は、明細書（請求書、納品書でも可）の添付もお願いしています。

**Q16 事業を行うにあたり、ホームページ更新を行うことになり、更新料が発生しました。
助成対象となりますか？**

A16 ホームページ更新料は、団体等の維持、運営費に該当するものとして取り扱いますので、対象外となります。